

第4回新型インフルエンザ対応総合訓練の実施結果について

【背景】

現在、鳥インフルエンザ(H5N1)の人への感染事例が東南アジアを中心に見られ、人から人へ感染して大流行を引き起こす新型インフルエンザの発生が世界的に懸念されている。

我が国においては、新型インフルエンザの発生に備え、平成17年(2005年)11月に、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「行動計画」という。)をとりまとめるとともに、平成19年10月に、新型インフルエンザが発生した際に内閣総理大臣を本部長とした「新型インフルエンザ対策本部」を設置することを閣議決定した。

政府としては、新型インフルエンザ対策を、国家の危機管理上の重要課題と位置づけ、対策の充実に取り組んでいるところであり、その一環として、新型インフルエンザ発生時の対応について、政府・自治体の対策及び連携を確認するとともに、国民への啓発を行うため、総合訓練を実施してきた。

今回の訓練は、4回目であるが、海外における新型インフルエンザの発生から、国内における患者発生、まん延、そして、患者数の減少した回復期・小康期に至るまでを想定した訓練を実施することとした。なお、今回は、新たに、内閣危機管理監による緊急参集及び新型インフルエンザ対策本部の設置に関する訓練を実施した。

国及び自治体においては、今回の訓練を通じて得られる成果及び反省点をもとに、新型インフルエンザ対策の改善・充実を図ることとしている。

【過去の訓練の概要】

平成18年(2006年)9月の第1回訓練では、新型インフルエンザが発生したとの想定の下、関係各省庁が迅速かつ円滑な対応を取れるよう、机上訓練を実施して、関係省庁間の連携体制や各省内の意思決定過程が確認された。また、一方で、関係省庁のみならず地方公共団体等を参加させた訓練の必要性や新型インフルエンザ発生に備えた各種マニュアルやガイドラインのさらなる充実の必要性が認識された。

平成19年(2007年)2月の第2回訓練では、関係省庁のほか、徳島県が総合訓練に参加し、机上訓練の実施に加えて、新型インフルエンザ発生時の患者の搬送や積極的疫学調査等に関する実働訓練も行われた。

平成19年(2007年)11月の第3回訓練では、関係省庁のほか、千葉県及び成田空港検疫所が総合訓練に参加し、机上訓練の実施に加えて、新型インフルエン

ザ発生国から帰国した感染疑い患者への対応訓練や、新型インフルエンザ発生時の患者の搬送や積極的疫学調査等に関する実働訓練が行われた。

関係省庁においては、これらの訓練を通じて得られた課題等をもとに、行動計画の改定やガイドラインの策定等対策の改善・充実を図っているところである。

【第４回訓練の日時】

平成21年1月13日(火)終日

【第４回訓練の目的】

- ① 内閣官房及び関係省庁間の連絡・情報共有体制及び意思決定手順の確認
- ② 関係省庁及び地方公共団体の担当者の対応能力の向上
- ③ 訓練の結果を踏まえた現行行動計画やガイドラインの改善
- ④ 国民への啓発

【第４回訓練の概要】

今回の訓練には、内閣官房及び全省庁、愛知県が参加し、実働訓練に際しては愛知県下の医療機関等が参加した。

(参加機関)

内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省
外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
原子力安全・保安院 資源エネルギー庁 中小企業庁 国土交通省 海上
保安庁 環境省 防衛省 愛知県

今回の訓練では、新型インフルエンザの発生初期の段階、すなわち行動計画における第一段階(海外発生期)から、第二段階(国内発生早期)、第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期)、そして第四段階(小康期)までの一連の発生段階における対応を確認した。

- (1) 国における初動対処訓練では、第一段階(海外発生期)を想定し、新型インフルエンザ対策本部の設置等を行った。
- (2) 愛知県における実働訓練では、第二段階(国内発生早期)を想定し、愛知県で国内初の患者が発生したと想定した。
- (3) 関係省庁に対する机上訓練では、第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期)から第四段階(小康期)までを想定した。

【訓練の実施方法・結果】

- (1) 内閣危機管理監による緊急参集(1月9日(金)16:00～16:30に実施)

- ◆ 訓練シナリオに基づき、官邸において、内閣危機管理監による内閣官房幹部及び関係省庁局長等の緊急参集訓練を行い、海外において新型インフルエンザの発生が疑われる場合の初動体制の確認を行うとともに、参集した省庁の対処について確認した。

(参集者)

内閣官房、警察庁・消防庁・法務省・外務省・厚労省・国交省・海上保安庁・防衛省

(確認内容)

- 国民への的確な情報提供
- 在外邦人支援・水際対策
- ワクチンの接種準備

(2) 新型インフルエンザ対策本部の設置(1月13日(火)8:00~8:20)

- ◆ 訓練シナリオに基づき、官邸において、総理及び全閣僚が出席する新型インフルエンザ対策本部を開催し、海外において新型インフルエンザが発生した場合の当面の政府対処方針を決定した。(当面の政府対処方針については添付資料1参照)

(出席者)

本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・厚労大臣、全閣僚等

(決定内容)

- 国民への的確な情報提供
- 在外邦人支援・水際対策
- ワクチンの接種開始
- 社会機能の維持

(3) 愛知県の実働訓練、厚生労働省との連携訓練(1月13日(火)10:30~11:45、15:15~16:15)

- ◆ 愛知県において国内初の新型インフルエンザ患者が発生したとの訓練シナリオに基づき、愛知県で患者搬送、積極的疫学調査等の実働訓練を行うとともに、厚生労働副大臣と愛知県知事との間でのテレビ会議による情報共有・意見交換を実施した。(訓練の結果については添付資料2参照)

(4) 関係省庁における机上訓練(1月13日(火)13:00~16:00)

- ◆ 内閣官房は、訓練シナリオの進行に合わせた訓練課題を、各省庁に対して示した。
 - ・ 訓練課題は、全省庁に対する全体課題と、各省庁への個別課題とに分かれており、個別課題がない省庁もあった。
 - ・ 訓練課題は、主に数日にまたがる出来事に関連したものが提示された。

- ◆ 訓練課題に対応すべき省庁は、具体的な対策を検討し、概ね規定時間（1時間）内に内閣官房に回答した。（課題及び回答については添付資料3参照）

（5）関係省庁対策会議幹事会開催（1月13日（火）17:00～）

- ◆ 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議幹事会を開催し、各省庁の訓練対応状況等について意見交換を行うとともに、訓練で明らかになった課題を確認した。

【今後の対応】

訓練課題に対応した内閣官房及び各省庁並びに愛知県においては、今回の訓練における回答及び対応について検証し、新型インフルエンザ発生時にとるべき対応について一層の検討を行うこととする。

具体的には、緊急時に円滑な対応が可能となるよう、次の事項について更に検討を行うこととしている。

- ・訓練シナリオの工夫・改善（初動対処訓練における状況設定等）
- ・今後の対策の推進に資する机上訓練の設問の在り方
- ・各省庁及び社会機能の維持に関わる事業者における業務継続の在り方
- ・食料品、生活必需品の備蓄及び流通の在り方
- ・新型インフルエンザ発生時における国民への情報提供の在り方
- ・新型インフルエンザ発生時における国と都道府県との情報共有や連携の在り方

訓練シナリオ

シナリオ① 新型インフルエンザ発生

第一段階(海外発生期)

日本時間	出来事
200X 年 10 月上旬	【海 外】 Z 国 P 市の経済の中心、市内で最大のマーケットにおいて、生きた鶏の売買に携わる男性が、感冒様症状を発症した。男性は、発症後数日経っても症状が回復せず、高熱と次第に増悪する咳等を主訴として市内の病院の救急外来を受診し、緊急入院となった。 男性は、重症肺炎と診断され、呼吸管理等の集中治療が行われたが、多臓器不全により 5 日後に死亡した。 その後、世界保健機関(WHO)の指定検査機関において、患者から採取した検体を検査した結果、インフルエンザウイルス(H5N1)が確認された。【状況①】 男性の妻や診療に携わった医療関係者においても同様の肺炎症状が認められ、うち 4 名の検体からインフルエンザウイルス(H5N1)が確認された。
10 月 7 日	Z 国政府は新型インフルエンザウイルス(H5N1)の人-人感染を疑い、WHO に専門家の派遣を要請した。WHO の調査チームは、地域封じ込めの可能性について検討を行うとともに、フェーズ 4 の宣言を行うかどうか検討を開始した。【状況②】 政府は、関係省庁の緊急参集協議を実施した。
10 月 15 日 (第一段階)	Z 国 P 市では、この間にも同様の症状を呈する患者の数は増え続け、新型インフルエンザ(H5N1)患者 15 名が確定し、検査中の患者が 70 名いる状況であった。患者の年齢層に偏りはみられなかった。 ウイルス学や疫学の専門家を中心とした国際専門家チームの調査では、人から人への感染が広がっている可能性が高く、分離されたウイルスの遺伝子解析結果から、人-人感染が容易に起きるような変異が確認された。【状況③】 この結果を受けて、WHO は、今のところ小さな集団(クラスター)にとどまっているものの、Z 国 P 市において、人-人感染が発生していると判断し、パンデミックフェーズを 4 (ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され

	ているが、感染集団は小さく限られている)に上げた。【状況④】 政府は、新型インフルエンザ対策本部の立ち上げを行い、対策本部会合において政府対処方針を決定した。
--	---

シナリオ② 国内での新型インフルエンザ患者発生

第二段階(国内発生早期)

日本時間	出来事
10月下旬	【海外】 Z国政府は、WHO 及び関連国際機関とともに、地域封じ込めを展開したが、新型インフルエンザは国境を越えて感染拡大していった。 WHO はパンデミックフェーズを5（ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生がみられる）に上げた。 これらの国においては、現地の在外邦人から、大使館や外務省へ、感染防止策やワクチン接種等に関する問い合わせが急増していた。
10月28日	【国内】 Z国に長期出張し、2日前（26日）に日本に帰国したB氏（40代男性会社員・愛知県内在住）は、本朝方から39度を超える発熱、咳及び全身倦怠感を呈していた。 健康監視中であったB氏は帰国時に中部空港検疫所支所から受けた指示に従い、状態を検疫所及び県内A保健所へ連絡した。A保健所では、直ちに職員をB氏のもとへ派遣し、重篤な症状が出ていたB氏を感染症指定医療機関へ搬送し、積極的疫学調査等の対応を開始した。【状況⑤】
10月29日	B氏から採取された検体について、県内衛生研究所の検査により、新型インフルエンザウイルス（H5亜型）であることが判明した。また、県内衛生研究所から愛知県庁、A保健所、国立感染症研究所へ検査結果についての報告を行うとともに、確定検査の目的で国立感染症研究所へ検体が送付された。 A保健所によるB氏周辺の積極的疫学調査の結果、発症前の行動に基づき濃厚接触者が明らかになったため、濃厚接触者について、健康監視、予防投与などの対応を行った。【状況⑥】
10月30日	国立感染症研究所での検査により、新型インフルエンザウイルス（H5N1）が確定された。この報告を受けて、政府の新型インフルエンザ対策本部は発生段階を第二段階（国内発生早期）に引き上げた。また、各都道府県においては一斉に、発熱外来の設置を指定医療機関等に要請した。

シナリオ③ 国内で複数の患者発生～大流行

第三段階（感染拡大期～まん延期）

日本時間	出来事
11月3日	【海外】 Z国周辺をはじめ、新型インフルエンザの感染者は各国に拡大し、WHOはパンデミックフェーズ6（パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している）を宣言した。発生国を中心に、物流や経済活動の停滞が顕在化し、世界的な物流不足や物価上昇が懸念された。 その後、アジア地域のみならず、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカ地域においても感染が発生・拡大し、未発生の国では、国境を封鎖する国も出てきた。また、発生が蔓延している国の都市部では、感染者、死亡者が急増し、社会的な混乱を招きつつあった。 【国内】 新型インフルエンザは、全国で100名を超える感染者が確認された。 健康相談を希望する者は多数に上り、各都道府県の担当部局、保健所においては対応が限界に到達しつつある状況となってきた。愛知県において、患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなったため、政府は第三段階に入ったことを宣言した。【状況⑦】
12月上旬	国や地方自治体、医療機関等の対応にもかかわらず、日本国内における新型インフルエンザの感染は急速に拡大し、各地の医療機関において多数の患者が押し寄せる状況になっていた。医療従事者の中にも新型インフルエンザの感染者、死亡者が発生し、医療機関の対応能力は低下していた。 また、公共交通機関や電気、ガス、水道などのライフラインを維持する事業者においても感染が拡大し、事業の維持が危惧される状況もみられていた。【状況⑧】

シナリオ④ 患者の減少～国内での流行終息

第三段階（回復期）～第四段階（小康期）

日本時間	出来事
1月上旬	【国内】 新型インフルエンザ患者の発生はピークを過ぎ、減少傾向に転じた。新型インフルエンザ患者の発生が少なくなってきたため、外出自粛、学校等の臨時休業などの対策は、段階的に解除されていった。
2月下旬	新型インフルエンザ患者の発生が小康状態となったため、第4段階に入ったことが宣言された。しかし、医療などの社会的資源は予想以上に損なわれ、高齢者をはじめ社会的弱者への配慮の継続とともに、次期流行に備えた対策の構築が急務となった。 なかでも社会機能の回復途上での医療資器材の調達は大きな課題となっていた。【状況⑨】

当面の政府対処方針

Ｚ国における新型インフルエンザの発生が確認された。政府としては、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、総力を挙げて対策に取り組むこととし、当面、次の措置を講ずる。

- 一．Ｚ国における状況や新型インフルエンザウイルスの特徴について速やかに把握するとともに、国民に対する的確な情報提供及び問い合わせに対する相談窓口の設置を行う。
- 二．帰国を希望するＺ国在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、以下の水際対策を実施する。
 - （一）感染症危険情報の発出等Ｚ国在外邦人に対する情報提供の強化
 - （二）発生国から来航する航空機の運航自粛要請及び帰国手段の確保（政府専用機等による輸送）
 - （三）Ｚ国に所在する在外公館における査証発給の原則停止
 - （四）入国審査の強化
 - （五）発生国から来航する航空機の検疫実施空港の集約化（四空港）
 - （六）発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化
- 三．パンデミックワクチンの早急な製造に取り組む。
- 四．新型インフルエンザ患者の発生に備え、以下の対策を実施する。
 - （一）医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの接種の開始
 - （二）国内サーベランスの強化と医療体制の確保
 - （三）電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等最低限の国民生活の維持に向けた事業者に対する対応要請

愛知県における新型インフルエンザ対策総合訓練

1 訓練の目的

新型インフルエンザに関する具体的な発生想定に基づき、国が改訂を予定している行動計画案により、国と本県にそれぞれ対策本部を設置し、国と県の連携、国・県それぞれの対応の確認・検証を行う他、医療機関における患者受け入れや陰圧テントを用いた発熱外来の設置等の実動訓練等を実施した。

これにより、現在の本県の対策の検証・見直しを行い、全庁をあげた新型インフルエンザ対策の強化を図った。

2 訓練の概要

(1) 実施年月日

平成21年1月13日（火）

(2) 主な参加機関

内閣官房、全省庁

愛知県（全部局、半田保健所、厚生農業協同組合連合会知多厚生病院等）

(3) 訓練の内容

① 対策本部関連訓練

- 国と県で対策本部会議を開催し、各状況に応じた対応内容の確認
- 知事と厚生労働副大臣でテレビ会談を行い、対策の連携の強化
- 県民に対してまん延期の対応等について知事からの呼びかけを実施

② 実動訓練

県内での患者発生を想定して、保健所の患者搬送、積極的疫学調査、医療機関の患者受け入れ、発熱外来の設置・運営等の訓練を実施

③ 関係機関連絡訓練

新型インフルエンザ情報を、政令市、保健所、市町村、医師会等関係機関に電子メールで送信し、受信を確認することにより、情報伝達体制の確認

3 訓練の結果

対策本部関連訓練、実動訓練及び関係機関連絡訓練は特段の混乱もなく終了した。

対策本部関連訓練においては、各部局の対応内容の再確認、テレビ会談による国と県の一層の連携強化等を図ることができた。

実動訓練においては、保健所・医療機関における患者発生時の手順、陰圧テントを用いた発熱外来の運営方法等を確認することができた。

関係機関連絡訓練においては、市町村を始めとする関係機関の担当部局 課等を把握することができ、発生時の連絡網を構築することができた。

なお、訓練の参観者は、中央官庁から3名、全国都道府県市（県内を除く）から32名、県内政令市から16名、その他の県内市町村から21名、自衛隊から10名など合計92名であり、また、16社の報道機関の取材を受けた。

4 今後の対応

今回の訓練に当たっては、訓練当日の数か月前から準備を行っており、その過程からも様々な課題が浮かび上がっている。

今後は当日の訓練で明らかになった課題等も含め、改正を予定している愛知県新型インフルエンザ対策行動計画等に反映させ、本県における新型インフルエンザ対策の充実・強化を図っていく。

【主な課題】

- ・ まん延期移行の基準が明確でないことから、今後国と調整する必要がある。
- ・ まん延期への移行は早めに判断する必要がある。
- ・ 発生状況等に関する情報をどのように報道機関に提供していくのか発生していない現段階から整理しておく必要がある。
- ・ 知事による県民への要請（呼びかけ）については、報道機関の協力が必要不可欠であることから、今後、報道機関との協力体制について検討する必要がある。
- ・ パニック防止の観点から先を見据えた情報提供が重要である。
- ・ 国の各省庁の対応内容について、常に情報収集する必要がある。
- ・ 医療機関においてもパニック発生など、より具体的な個別事例への対応も想定した訓練を実施していく必要がある。
- ・ 発生状況等に関する情報を提供する関係機関の担当窓口を明確にする必要がある。
- ・ 関係機関への情報提供方法について電子メール以外若しくは併用の方法についても検討する必要がある。
- ・ 保健所公用車で患者を搬送する場合、感染防護と安全運転との兼ね合いを検討する必要がある。
- ・ 陰圧テント以外の発熱外来の設置方法についても、検討を進める必要がある。
- ・ 自家用車以外の方法で訪れた患者の待ち合い方法等について検討する必要がある。
- ・ 入院勧告を行う場合の感染症診査協議会の開催方法について、検討を進める必要がある。

これは訓練です

第4回新型インフルエンザ対応総合訓練

状況⑦

シナリオ③ 国内で複数の患者発生～大流行

第三段階（感染拡大期～まん延期）

日本時間	出来事
200X年 11月3日	【海外】 Z国周辺をはじめ、新型インフルエンザの感染者は各国に拡大し、WHO はパンデミックフェーズ6（パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している）を宣言した。発生国を中心に、物流や経済活動の停滞が顕在化し、世界的な物流不足や物価上昇が懸念された。 その後、アジア地域のみならず、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカ地域においても感染が発生・拡大し、未発生の国では、国境を封鎖する国も出てきた。また、発生が蔓延している国の都市部では、感染者、死亡者が急増し、社会的な混乱を招きつつあった。 【国内】 新型インフルエンザは、全国で100名を超える感染者が確認された。健康相談を希望する者は多数に上り、各都道府県の担当部局、保健所においては対応が限界に到達しつつある状況となってきた。愛知県において、患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなったため、政府は第三段階に入ったことを宣言した。

訓練課題①

【全体課題】

対象：全省庁

新型インフルエンザは、全国で100名を超える感染者が確認されている。省内の各職場で新型インフルエンザによる欠勤者が出はじめている、もしくは、発熱、咳、くしゃみなどのインフルエンザ様症状があるのに出勤してきている職員が散見されている場合の対応について示せ。

《回答》

＜内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付＞

職員に対し、新型インフルエンザの感染防止対策を徹底する。欠勤者については、本人及びその家族の健康状態を確認し、発熱等インフルエンザ様症状を呈する者については、出勤しないよう指示する。出勤している者が発熱等インフルエンザ様症状を呈した場合には、予め準備した個室（対人距離が十分保持できる場所）へ誘導するとともに、発熱相談センターにその時点における搬送先等具体的な事項について指示を受ける。

＜内閣官房内閣情報調査室＞

新型インフルエンザに罹患した職員及び罹患したおそれのある職員については、療養に努め、登庁を差し控えるように指導する。

また、登庁した職員のうち、体調がすぐれないなど新型インフルエンザに罹患した可能性を否定できない者については、直ちに医療機関での診療を受けるように指導する。

さらに、当室の機能を維持するため、業務の重要性や優先度に応じて、柔軟に職員のシフトを行う。

＜内閣府（食品安全委員会事務局、総合科学技術会議事務局）＞

○食品安全委員会事務局

- ・欠勤者に対する安否確認及び、インフルエンザ様症状を示している職員に対しては最寄りの発熱相談センターへの相談、相談結果の報告について指示

・委員会として不急の会議の延期・委員会事務局として継続すべき業務の確認、関係省庁や専門家からの情報収集に必要な体制を整備

○政策統括官（科学技術政策担当）付参事官付（総合科学技術会議事務局）

ライフサイエンス担当

職場内での感染拡大を防止するため、職員本人および家族の健康状況について報告を求め、発熱、咳、くしゃみなどインフルエンザ様症状を示している場合は、当該職員の自宅待機を要請する。また、上記症状を示しているにもかかわらず出勤している者は速やかに帰宅させるとともに、発熱相談センターに連絡する事など、適時、得られた医療上の情報を連絡する。その上で、出勤できる者を把握し、機能を維持できるように配置等の対応を図る。また、出勤できる者については、出勤時のマスク着用等の防疫対策や、手洗いの励行等の予防対策の徹底を指導する。

<警察庁>

職員及びその家族に対し、感染予防のための基本的措置の徹底を指導するとともに、職員に対しては、出勤時の検温を実施し、感染が疑われる場合には、医療機関等に速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員について、業務につくことを禁止することとする。

また、欠勤状況の把握に努めるとともに、その状況に応じ、優先度の高い業務へ職員を集中運用するなどの措置を講ずる。

<総務省>

新型インフルエンザの発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、総務省新型インフルエンザ対策本部及び幹事会を開催するとともに、総務省新型インフルエンザ対策ガイドラインに基づき、職員に対して下記事項に注意するよう周知を図った。

- ・マスクを着用し、手洗い、うがいを励行すること。
- ・新型インフルエンザに罹患した職員又は罹患が疑われる職員については、直ちに医療機関等に相談し、その指導に従うこと。
- ・職員やその家族が新型インフルエンザに感染した場合、所属課室へ直ちに報告すること。
- ・大規模集会や興行施設等不特定多数が集まる場所への不要不急の外出を自粛すること。

- ・出張の自粛を検討するとともに、在宅勤務、時差出勤等の活用を検討すること。

<金融庁>

1. 金融庁新型インフルエンザ対策本部を設置・開催し、新型インフルエンザに関する情報の収集・分析を行い、今後の対応方針を決定する。
2. 勤務体制を整備し、金融庁防災業務計画第1条に規定する「金融システムの機能の維持に必要な最低限度の業務」（非常時優先業務）等を継続するとともに、不要不急の業務を停止する。
3. 全職員に対して、新型インフルエンザの感染拡大期に入ったことや、対策本部等から入手した情報を周知するとともに、全職員及びその家族に対し、新型インフルエンザの症状が認められるか否かの確認を行う。
4. 症状が認められた職員等に対しては、職員本人を出勤停止とし、保健所等にとるべき対応について確認すること、感染症指定医療機関等で受診することを指示する。
5. 症状が認められない職員等に対しては、マスクの着用や手洗いを励行すること、38度以上の発熱等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないことなど、感染防止対策を徹底するよう指示する。
6. 当庁において、共用会議室の使用自粛を要請し、緊急用として確保する。

<消防庁>

消防庁の対策体制について「新型インフルエンザ緊急対策本部」へと体制を移行。

消防庁における業務継続のため、優先継続業務の絞り込みを行い、また職員に対する健康管理の実施、庁内における感染防止策を徹底。

新型インフルエンザ対策に対応する職員を編成。

<法務省>

- 1 法務省対策本部を招集
- 2 法務省対策本部から各局部課に対し、次の措置を実施
 - (1) WHOによるフェーズ6の宣言、新型インフルエンザの発生が確認された国への渡航自粛勧告の発出状況、対策本部（日本政府）による第三段階に入ったことの宣言及び発生国を通知
 - (2) 所属職員に対し、二次感染予防対策を確実に実施するよう指示
 - (3) 発症又はその疑いがある者（職員を含む。）を把握した場合は、直ちに、最寄りの検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関に通報して指示を仰ぐよう指示

さらに、発症又はその疑いがある者に接することとなる職員については、検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関の指示に従って、手袋、マ

スク、ゴーグルの着用その他必要な予防対策を実施するよう指示

(4) 所属職員について、保健所から受診の指示があった場合、当該職員に受診及び自宅待機を命ずるよう指示

(5) 矯正局及び入国管理局に対し、所属職員に予防備品（手袋、マスク、消毒薬、予防薬等）を一斉配布するよう指示

3 「矯正施設における新型インフルエンザ対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、全国の矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院）に対し、次の措置をとるよう指示した。

●第二段階における措置を次のとおり継続実施すること。

●法務省対策本部から、所属職員に予防備品（手袋、マスク、消毒薬、予防薬等）を一斉配布せよとの指示に基づき、確保できた物から、順次、感染の危険性が高い部署に勤務する職員に対し配布を開始すること。なお、新入調査、領置調、面会受付係等に従事する職員には、必ず、N95型マスクを着用させるとともに、当該業務終了後は、必ず手洗い、うがいを行わせること。

●被収容者に対する炊事業務を停止せざるを得ない状況となった場合に備え、代替食（非常食、外注弁当等）の確保について検討を開始すること。

●患者発生時の対応

ア 職員から患者あるいはその疑いある者（以下「患者等」という。）が発生した場合

当該職員に、必ず医療機関を受診するよう指示し、感染が確認された場合は、休暇を取得させ、治療に専念させること。

また、疑いがある者について感染していないことが確認されるまでは、当該職員に休暇を取得の上、自宅等に待機するよう勧めること。

なお、職員と同居する者から患者等が発生した場合は、当該職員については、医療機関を受診するよう勧め、職員への感染が否定されるまで、休暇の取得を勧めること。

イ 被収容者から患者等が発生した場合

当該被収容者については、単独処遇とし、状況に応じて感染症法における指定医療機関への移送を行う等、必要な医療措置を執ること。

なお、患者が多数に及ぶなどして単独室での収容が困難な場合は、患者等を集団室に集めて収容するなど、施設の実情に応じた感染拡大防止策を講じること。

ウ 患者と濃厚接触があった職員については、抗インフルエンザ薬の予防投与を受けるよう指示すること。

●刑務作業、集会等の中止（少年院においては、生活集団とは異なる集団を編成して行う生活指導、職業補導実習、教科教育、各種行事等の教育活動を指す。）

ア 被収容者に患者等が確認された施設については、必要最小限の経理作業を除き、すべての刑務作業等を中止し、被収容者の安静を確保するとともに

に、総集行事、集会等を中止すること（居室内における教育活動（教育的処遇日のカリキュラム等）は行って差し支えない。）。

なお、患者等発生の収束が確認されるまでの間、転房は必要最小限に留めること。

おって、かかる状況となった場合、被収容者に対し、告知放送を行うなどして、衆情の安定に努めること。

イ 被収容者に患者等は発生していないものの、矯正施設が所在する市町村等において、感染集団が形成されているなどにより、学校閉鎖、学級閉鎖等の措置がとられているような場合には、作業時間の短縮、就寝時間の変更等の措置を講ずるなどして、被収容者の体力保持に配慮すること。

なお、構外作業、院外教育等を中止すること。

ウ 被収容者に患者等は発生していないものの、矯正施設が所在する市町村等において、感染集団が形成されているなどにより、学校閉鎖、学級閉鎖等の措置がとられているような場合で、通常の施設運営に必要な勤務職員が確保できない場合は、上記アにより対応すること。

●刑務作業、行事等を中止している場合には、状況に応じて、運動、入浴を中止すること。この場合、可能な範囲で、室内体操、清拭等の代替措置を講じること。

●部外者への対応

ア 面会受付時に発熱、咳等の症状の有無、患者との接触の機会の有無等を尋ね、症状がある面会人、あるいは、患者と接触の機会があった面会人については、原則として面会を断ること。

なお、理解が得られない場合は、サージカルマスク等を着用させることとするが、同マスクの着用を拒否した者については、面会を断ること。

イ 出入業者、作業指導員等についても、あらかじめ、症状がある者、あるいは、患者と接触の機会があった者の来庁の自粛を要請すること。

ウ 家庭裁判所等の関係機関に対し、当該機関職員のマスク着用等について協力を求めること。

●患者等の発生状況、地域における患者等の発生状況、矯正施設の収容体制等について、検察庁、警察署、裁判所等の関係機関と連絡を密にし、被収容者の収容、出廷等に関する便宜供与を依頼すること。

●被収容者に患者等が発生している施設に対しては、緊急用務を除き、職員の出張を中止すること。患者等が発生している施設からの出張についても同様とすること。

●移送の停止等

ア 被収容者に患者等が発生している施設については、感染拡大防止のため、収束が確認されるまでの間、当該施設に収容されているすべての被収容者について移送を停止すること。

なお、その間、当該施設への他施設からの移送も停止すること。

- イ Z国等感染者発生が報告されている国の国籍を有する受刑者について、同国等への送出移送を停止し、外務省、矯正管区を通じて収容施設、当該執行国の領事機関、入国管理局等関係機関に連絡すること。
- ウ Z国等感染者発生が報告されている国で受刑している受入移送受刑者について、同国等からの受入移送を停止し、外務省、矯正管区を通じて護送担当施設、入国管理局等関係機関に連絡すること。
- エ 送出受刑者が現に収容されている施設及び近隣施設に患者等が発生している場合は、収束が確認されるまで国内・国際移送を停止すること。
- オ 国内移送先の施設において、患者等が発生している場合は、当該施設への移送を停止し、矯正管区を通じて他施設への移送又は移送の停止を検討する。国内移送停止の場合は国際移送についても停止を検討し、当該執行国の領事機関等と調整し、停止する場合は外務省、矯正管区を通じて収容施設、入国管理局等関係機関に連絡すること。
- カ 国内移送済みの送出受刑者の移送元施設に患者等が発生した場合は、当該受刑者の国際移送を停止し、外務省、矯正管区を通じて収容施設、当該執行国の領事機関、入国管理局等関係機関に連絡すること。
- 4 入国管理局においては、新型インフルエンザに罹患したおそれのある職員の対策等に関し、第三段階（感染拡大期）にいたるまでに下記5、6の措置を講じているところ、当該措置を継続するとともに次の措置を実施するよう指示
- (1) 入国管理局対策本部から地方入国管理局対策本部に対して、以下のとおり通知・指示
- 「政府対策本部による第三段階の宣言」等の通知
 - 発症又はその疑いがある職員に対しては、直ちに診療機関での検診を受けその結果を報告するよう指示
- (2) 所管団体であるJITCO等に対し、「政府対策本部による第三段階の宣言」等を通知
- 5 第一段階（海外発生期）において講じた措置
- (1) 入国管理局対策本部を召集
- (2) 地方入国管理官署に対し、次の措置をとるとともに、地方入国管理官署においてなんらかの措置をとった場合は入国管理局対策本部に報告するよう指示
- 「政府対策本部による第一段階（海外発生期）の宣言並びにZ国における新型インフルエンザの発生情報」等の通知
 - 地方入国管理局に対策本部の設置を指示
 - 最寄りの検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関等（以下、「検疫所等」という。）との連絡体制の確認を指示
 - 所属職員への二次感染予防対策（手洗い、うがいの励行等）の確実な実施を指示

- 所属職員への予防備品（手袋，マスク，消毒薬，予防薬等）の一斉配布を指示
- さらに，発症又はその疑いがある者に接することとなる職員については，手袋，マスク，ゴーグルの着用その他必要な予防対策を実施するよう指示
- プレパンデミックワクチン等の上陸審査・警備処遇関係職員への接種を指示
- 所属職員について，検疫所等から受診の指示があった場合，当該職員に受診及び自宅待機を命ずるよう指示

6 第二段階（国内発生早期）において講じた措置

入国管理局対策本部から，各地方入国管理局対策本部に対して，第一段階における措置を継続するよう指示の上，以下のとおり通知及び指示

- 「日本政府による第二段階（海外発生期）の宣言」等の通知
- プレパンデミックワクチン等の全職員への接種を指示

<外務省>

1. 新型インフルエンザによる欠勤者に対しては、電話にて所属部署の責任者に連絡するよう指示する。当該職員からの連絡を受けた後、省内診療所の医師が電話にて当該職員を問診し、感染の可能性が高いと認められた場合には、保健所等に設置されている発熱相談センターへ連絡した上で、指定の医療機関等（発熱外来）を受診するよう指示する。また、当該職員には、受診結果を所属部署の責任者に報告するよう指示する。
2. インフルエンザ様症状がある出勤者に対しては、所属部署の責任者に報告の上、省内診療所を受診し、診療所医師の指示に従うよう全職員に指示する。インフルエンザ症状がある出勤者と接触した職員については別室に隔離して千代田保健所に連絡する。

<財務省>

- ・ 財務省新型インフルエンザ対策委員会を中心に地方支分部局を含めて最新の情報を共有する。
- ・ 新型インフルエンザの症状と思われるような発熱、咳、くしゃみ等を訴える職員があれば、医療機関において受診させる。
- ・ 新型インフルエンザの自覚症状のある職員及び患者（家族を含む）と濃厚に接触した職員については、経過観察のための自宅待機の要否及び有症時の対応等について医療機関の指導に従う。
- ・ 財務省職員及び全国の地方支分部局職員に対し、うがい及び手洗いの励行並びにマスクの着用等を徹底する。
- ・ 発生地域のみならず、全国の地方支分部局に対して、検疫所及び保健所等関係機関との連絡を密にし、職員の罹患状況を報告するよう指示する。

- ・ 発生地域との不要・不急な往来（旅行及び出張）を原則禁止する。
- ・ 説明会など不特定多数の者と接触する業務について、不急なものについては停止等を検討する。
- ・ 所管法人及び業界団体に対し、不要・不急の業務を縮小するよう要請する。

<文部科学省>

○ 欠勤者について

医師からインフルエンザの診断を受けた場合は、完治したと医師が診断するまで病気休暇等により療養するよう指導する。

○ インフルエンザ様症状があるのに出勤してきている職員について

他の職員との接触を避け、ただちに保健所に連絡するとともに、保健所の指示に従い、医療機関を受診するよう指導する。インフルエンザだと診断された場合には、完治したと医師が診断するまで病気休暇等により療養するよう指導する。

○ その他の職員について

人混みを避けるとともに症状のある人には近寄らないこと、マスクを使用すること、うがいと手洗い、「咳エチケット」を励行することなど感染防止に努め、また、インフルエンザ様症状を呈した場合には、他の職員との接触を避け、ただちに保健所に相談し、指示に従うよう指導する。

<厚生労働省>

1. 厚生労働省業務継続計画（作成中）に基づき、新型インフルエンザ対策業務及び重要業務の継続に重点化し、それ以外の業務を縮小するよう命じること。
2. 緊急連絡網を用い、発熱、咳、くしゃみなどのインフルエンザ様症状がある職員の出勤停止を命じる。なお、必要に応じて家族が同様の症状を有する職員についても出勤停止とすること。
3. 万一、インフルエンザ様症状があるのに出勤した職員がいる場合、患者と接触した職員は、あらかじめ定めた担当職員により別室に隔離、医療体制について確認するとともに、千代田区保健所に連絡すること。
4. 省内の各局においては、欠勤者の罹患状況及び家族の罹患状況及びプレパデミックワクチンの接種状況について把握し、厚生労働省対策本部で情報整理するとともに、対策本部に連絡すること。

<農林水産省>

1. インフルエンザ様症状があるにもかかわらず出勤してきている職員については、適切に感染防護措置を実施した担当職員が、症状にかかる職員及びその濃厚接触者を特定の部屋に誘導し、省内診療所、発熱センター等からの指示を仰ぎつつ、以後の処置を決定。

- 2 全職員に対し、当該官署が所在する地域（本省の場合は首都圏）に初発生が認められた後、職員及びその家族等にインフルエンザ様症状が見られるときには出勤しないことを連絡網等を通じ、再度徹底。
- 3 当該官署が所在する地域（本省の場合は首都圏）に初発生が認められて以降は、庁舎への入館規制を実施。入館口を制限するとともに、検温、手指消毒等を義務付け。また、一定体温以上の場合等は、入館させない等の措置を実施。

<経済産業省>

経済産業省においては、発生段階が第三段階に引き上げられたことに伴い、経済産業省新型インフルエンザ対策本部（本部長：大臣）を開催し、今後の対応方針について決定。これも踏まえ、弊省職員に対して、以下のような情報提供、注意喚起を実施する。

- 経済産業省において、職員の健康管理の観点から、新型インフルエンザに関する基礎知識と対応の在り方（感染時の対応及び予防策等）について省内連絡により注意喚起を実施

上記注意喚起においては、以下のような事項を含む。

- 不要不急の外出を自粛し、外出せざるを得ない場合でも人混みを避けること
- パンデミック時に備えて、職員の各家庭に2週間程度の食糧の備蓄を勧めること
- 体温測定等健康管理の徹底についての周知
- 急な発熱などインフルエンザ様症状がある場合の対処方法の周知
- 在宅勤務、時差出勤、自宅待機など特別な勤務態勢に関する周知

国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請を混乱なく受けられるよう、事前にこれら部局等との連絡体制の整備を図るとともに、保健部局等からの助言を受けつつ庁舎の衛生管理を実施

<国土交通省>

1. 以下の事項を実施する。

- ① 欠勤者が多い部局について、維持しなければならない業務（重要業務）がある場合に、他部局からの応援要員を確保する等、事業継続に努める。
- ② 「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等の新型インフルエンザに関する情報の職員に対する周知を徹底するとともに、家族も含めて健康に留意するよう、注意喚起を行う。

2. また、以下の①～③の事項について検討する。

- ① 業務の絞り込み等による従業員の感染リスクの低減
- ② 飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ等、職場内での感染防止
- ③ 欠勤者への代替要員確保のため、複数班による交代勤務制（スプリットチーム制）の導入等

<海上保安庁>

海上保安庁新型インフルエンザ対策本部から、庁内に下記の事項について、周知・指示を実施。

1. 状況⑦に係る関連情報の周知。
2. 全職員に対し、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の徹底等、新型インフルエンザの感染防止に万全を期すよう改めて指示。
3. 健康状態の自己把握に努め、新型インフルエンザ様症状があれば、出勤しないよう改めて指示するとともに、発熱相談センターの指示に従うよう指導。
4. 職場においては、「事業所・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の内容を徹底するとともに、発症者が出た場合には、発熱相談センターの指示に従い、発症者の搬送、職場や搬送車両等の消毒等を行うよう指示。
5. 新型インフルエンザ又は同様症状により出勤できない職員等の数や症状について報告を指示。
6. 欠勤者の多い部署の業務を継続するため、業務の優先度を整理し、必要な人員を計画的に配置するなど海上保安業務体制の維持に努めるよう指示。

<環境省>

- ①全職員（地方支分部局を含む。）の出勤状況及び健康状態（家族を含む。）を把握。
- ②新型インフルエンザに関する情報の収集及び省内周知を行い、継続すべき優先業務の絞り込み及び他部局からの応援要員の確保について検討。
- ③インフルエンザ様症状がある職員については、他の職員との接触を避け、直ちに医療機関を受診し、医師の指導に従うよう指示。
- ④職場での感染防止策として、職員に対し、対人距離の保持、うがい、手洗い及び咳エチケット（マスク等）の励行を指示。
- ⑤「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の徹底等により、家族を含めた新型インフルエンザ対策について指導。

<防衛省>

当省より、全職員、隊員に対して、下記の指示を行う。

1. 残りの全隊員に対するプレパンデミックワクチンの接種を指示

2. 発熱等、インフルエンザ様症状がある者には、登庁の差し止めの指示
3. 登庁者に対しては感染防御（マスク、手洗い・うがい等の励行等）の指示
4. 医務室入り口等において、新型インフルエンザ疑い患者と他の患者との区分けを実施
5. 衛生物資の輸送準備を指示
6. 濃厚接触者に対するタミフルの予防内服の開始を指示
7. 営内者及び営外者の不要不急の外出は自粛するよう指示

【個別課題】

対象：内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

対策本部事務局でも新型インフルエンザ罹患者が生じ、また、長期にわたる長時間勤務のため疲労する者が増えてきた状況において、対策本部の業務を継続するための方策について示せ。

《回答》

事務局員に対し、新型インフルエンザの感染防止対策を徹底するとともに、事務局の入口において厳格な健康チェックを行い、新型インフルエンザの感染力等に応じて、電話会議の実施等による人との接触機会を減じる業務運営措置を講じること等により、事務局内での感染防止に万全を期する。対策本部事務局には、危機管理要員を総動員してローテーションを組むこと等により、感染者が発生する等の事態に対応可能な人員を確保することとしているが、さらに不足する場合は、危機管理・新型インフルエンザ担当以外の内閣官房職員等の転用を検討する。

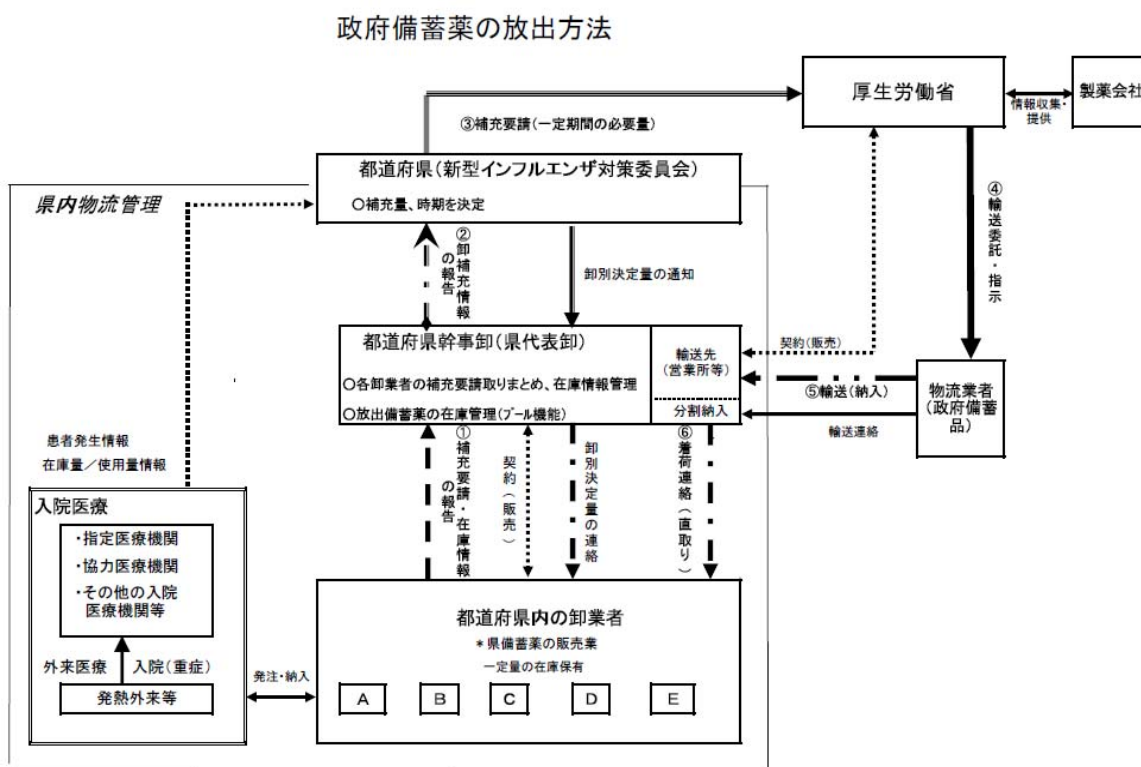
対象：厚生労働省

新型インフルエンザ患者、疑い患者、予防投薬が必要な濃厚接触者等の増加に伴い、医療機関や薬局でのタミフルの在庫が払底するのみならず、都道府県備蓄分についても、いくつかの都道府県において近々不足することが予想されている。国家備蓄分のタミフルの放出の具体的手順について示せ。

《回答》

「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に基づき、国は都道府県から備蓄量が一定以下になった時点で、補充の要請を受けることとなっている。この要請に基づき、結核感染症課は政府備蓄分を管理する物流業者に備蓄場所から当該都道府県幹事卸へ輸送を依頼すると共に、経済課を通じ、当該都道府県幹事卸に円滑な流通を要請する。また、引き続き県備蓄分の使用状況を把握しながら、追加の要請等に対応していく。

(参考資料) 政府備蓄薬の放出方法 (案)



対象：国土交通省

通勤電車・バスにおいてインフルエンザ様症状を示す乗客が増えてきている状況の下で、交通事業者に要請する内容について示せ。

《回答》

事業者に対し、できる限り輸送力の確保に努めるとともに、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。

対象：外務省

Z国への定期便が運行停止となるとともに、自衛隊機等の派遣もZ国のグランドハンドリングの停止により困難となったため、帰国を希望する数百人の在外邦人が帰国できないままになっている。対応方針を示せ。

《回答》

1. 在Z国に所在する我が国在外公館を通じ、帰国を希望する邦人に対して、日本国内での発生状況も伝えつつ、「安全な場所に留まり感染防止対策に努める」よう改めて注意喚起する。また、在外公館に対し、邦人に感染者が発生した場合のタミフルの応急措置的授与に向けて準備を行うよう指示。自衛隊航空機等による退避に関し、引き続きZ国の空港及び港湾におけるグランドハンドリングの実施状況を注視する。
2. Z国以外に滞在する邦人に対しては、Z国及び日本国内の状況を含む新型インフルエンザ発生国の情報、滞在国における各種感染拡大防止策（出入国制限等）に関する情報等を在外公館を通じて継続的に提供する。また、在外公館に対し、帰国を希望する邦人のため航空便の運航状況について案内する等支援を行うよう指示。

対象：経済産業省

急速な感染拡大が予想される中で、社会機能を維持するため、産業界に対して要請すべき内容を示せ。

《回答》

（一般産業界向け）

経済産業省新型インフルエンザ対策本部において決定した今後の対応方針を産業界に周知。この中で、以下のような注意喚起と要請を実施。

- 海外の患者発生国・地域や、国内の患者発生地域における大規模集会や不特定多数の集まる活動のうち、経済産業省が主催するイベント等については、延期・中止。また、関係事業者団体等に対して、これら地域における不要不急の大規模集会や集客事業、活動等の自粛等を要請

- 事業者においては、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて対応するよう要請。また、職員の罹患状況、事業活動への影響についての情報提供を依頼。
- 影響を受ける中小企業者に対応するため、中小企業庁、政府系金融機関等における特別相談窓口の設置、セーフティネット貸付等の支援策を実施することについて情報提供。

(ライフライン事業者、生活必需品製造販売等事業者向け)

上記に加え、以下の点について注意喚起及び要請を実施。

- 生活必需品に関して、関係業界等に対して在庫の供出、生産活動の維持による物資の安定供給について要請。また、これら品目の原料供給者に対してもこれら品目の製造事業者からの原料供給要請に優先的に応ずるよう業界団体を通じて要請
- 発生国・地域及び周辺国・地域から我が国に向かうエネルギー関係船等の運航状況を確認し、これら国・地域からのエネルギーの輸入に影響が出る場合に備え、在外公館、エネルギー関連企業（電力、ガス、熱供給、石油）、商社等に情報提供を要請し、収集した情報によりエネルギー需給の動向を注視し、必要な情報を発信。
- 電気・ガス・熱供給、石油・工業用水、情報システム等のライフライン関係事業者に対して、弊省の対策本部を踏まえた新型インフルエンザに関する情報、対策本部決定事項を情報提供するとともに、外務省・厚労省が発信する新型インフルエンザ情報への注意喚起を実施。また、各事業者における新型インフルエンザに係る対応状況、社員の罹患状況、供給・保安体制への影響について情報集約と情報提供を依頼。
- ライフライン関係事業者、生活必需品製造・販売等事業者に対して、プレパндеミックワクチン (or パンデミックワクチン)、抗インフルエンザウイルス薬の不足がある場合には情報提供を行うよう指示。

厚労省に対して、プレパндеミックワクチン (or パンデミックワクチン)、抗インフルエンザウイルス薬の接種・配布について、漏れがないよう実施を図るよう要請。(上記にて、不足がある場合には、不足箇所、量等について遅滞なく連絡。)

対象：農林水産省

各地のスーパーマーケットでは、買い占めにより食料品が不足気味になっている。対応方針を示せ。

《回答》

- 1 消費者に対し、適切な広報媒体により、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないこと、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費

について適切な行動をとるよう要請。食料品小売業者に対しては、一人当たり販売量を工夫するなど、消費者による買いだめ、買い急ぎ行為に適切に対応するよう要請。

- 2 地方機関、地方自治体と連携し、食料品の流通状況に関する詳細な情報収集を指示・要請。

- 3 また、特に必要な場合、

- (1) 地方自治体に対し、食料品が不足している地域及びその周辺地域に所在する食料品小売業者等において、地域間での融通の可否等について検討を促すよう助言。
- (2) 食料品が不足している地域が属する都道府県知事から食料品の不足に対する具体的対応が求められた場合には、
 - ・政府備蓄を有する米穀等について当該地域への供給を検討。
 - ・主要な食料品（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品、水（ペットボトル）等）について、関係事業者等に対し、当該地域への優先出荷を要請。
- (3) 食料品の輸送に関しては、必要に応じ、地方自治体、国土交通省、防衛省等と協議、調整。
- (4) 状況が深刻な場合は、国民生活安定緊急措置法等法的なものを含む適正な価格・流通を確保するための措置の実施について政府対策本部に建議。

対象：防衛省

都道府県から国備蓄分のタミフルの緊急的な配布について要請があったが、事前に契約していた宅配事業者が休業状態となってしまった状況において、厚生労働省からタミフルの搬送要請があった場合の対応について示せ。

《回答》

他の事業者による代替搬送が困難な状況であると判断し、他の活動との調整を図りつつ、官庁間協力として、抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の輸送を行う。

対象：警察庁

感染への不安から医療機関に多数の者が殺到している状況において、医療機関周辺での交通規制の内容について示せ。

《回答》

医療機関に多数の者が殺到している状況において渋滞が発生するなど道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、当該医療機関周辺の道路において信号制御による交通整理、通過車両の迂回措置等必要な交通規制を行うとともに、渋滞・交通規制状況等必要な交通情報の提供に努める。

対象：消防庁

新型インフルエンザ様症状を示す者から救急要請が急激に増加している状況において、一般の救急患者への対応に支障が生じている。対応方針を示せ。

《回答》

都道府県の衛生主管部局と連携を強化し、感染疑いとして救急要請をしてきた患者に対し、発熱相談センターを紹介する等、地域の実情に応じた対応を行うことを指示。

119番通報受信時、患者の海外渡航歴等新型インフルエンザに関係する症状についての聴取の実施や、救急出動する際の救急隊の感染防止対策の徹底、消防職員に対する感染の防止対策の強化を指示。

これは訓練です

第4回新型インフルエンザ対応総合訓練

状況⑧

シナリオ③ 国内で複数の患者発生～大流行

第三段階（感染拡大期～まん延期）

日本時間	出来事
200X年 12月上旬	国や地方自治体、医療機関等の対応にもかかわらず、日本国内における新型インフルエンザの感染は急速に拡大し、各地の医療機関において多数の患者が押し寄せる状況になっていた。医療従事者の中にも新型インフルエンザの感染者、死亡者が発生し、医療機関の対応能力は低下していた。 また、公共交通機関や電気、ガス、水道などのライフラインを維持する事業者においても感染が拡大し、事業の維持が危惧される状況もみられていた。

訓練課題②

【全体課題】

対象：全省庁

1. 新型インフルエンザの感染は急速に拡大し、各地の医療機関において多数の患者が押し寄せる状況の下で、本省職員の40%が欠勤した場合の業務継続の在り方について示せ。
2. パニックを防止するため、国民に最低限提供すべき情報について示せ。

《回答》

＜内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付＞

1. について

欠勤者が多い場合は、不急の業務を縮小、中止し、通常業務の業務量を必要最小限とするとともに、新型インフルエンザ対策本部事務局の業務を最優先に職員を配置する。

2. について

国民に対し、事態の状況、これに対する政府の対応状況・対応方針及び事態の見通しに関する最新の情報を正確かつ継続的に提供することにより、パニック防止に努める。

＜内閣官房内閣情報調査室＞

1. について

当室の機能を維持するため、業務の重要性や優先度に応じて、柔軟に職員のシフトを行う。

2. について

該当なし。

＜内閣府（食品安全委員会事務局、総合科学技術会議事務局）＞

○食品安全委員会事務局

1. について

- ・継続すべき最低限の業務として、委員・職員及び家族の安否確認、関係省庁等からの情報収集、情報提供（国民からの問い合わせ対応を含む）を実施。
- ・上記業務に関わる最低限の職員のみ出勤することとし、委員及び他の職員

は緊急時連絡網等を活用した在宅勤務とする。

2. について

- ・必要に応じ、食料品の安全性に関する情報

○政策統括官（科学技術政策担当）付参事官付（総合科学技術会議事務局）

ライフサイエンス担当

1. について

不急の会議は延期するなど、継続すべき必要最小限の業務を選別し、出勤可能な職員の配置等の対応を図る。更に、出勤している職員には、マスク着用等の防疫対策や、手洗いの励行等の予防対策の徹底を指導する。

2. について

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付（総合科学技術会議事務局）としては必要な業務が遂行されており、科学技術面での対応が可能な状態にあることを周知する。

<警察庁>

1. について

警察庁新型インフルエンザ対策本部における業務を始めとする優先度の高い業務に職員を集中運用することにより、治安維持機能の保持を図る。

2. について

発生した新型インフルエンザの感染力についての正確な情報及びそれに基づく感染防止策のほか、発生状況、発生地域、健康被害の状況、行政の対応について正確に情報提供することが望まれる。

また、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これら犯罪情報の集約に努めるとともに、各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

<総務省>

1. について

総務省新型インフルエンザ対策本部及び幹事会を開催し、総務省新型インフルエンザ対策ガイドラインに基づき、省内全部局及び出先機関に対し、業務に支障がないか点検するよう指示するとともに、点検内容等の情報収集に努める。併せて、職員に対し定められた行動を取るよう指示する。また、在宅勤務の検討を早急に行う。

これらの状況を踏まえて、さらに機能を維持するための対策を検討する。

2. について

国民に対して、以下のような情報を提供する。

- ・総務省新型インフルエンザ対策本部を開催する等、新型インフルエンザの

発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処を実施していること。

- ・ 郵政事業や社会機能維持に関わる重要な放送事業・通信事業を行う事業者等に対して、国民生活に支障が出ないように要請したこと。

<金融庁>

1. について

引き続き、金融庁防災業務計画第 1 条に規定する「金融システムの機能の維持に必要な最低限度の業務」（非常時優先業務）等を継続するため、交代要員を含む勤務体制を再構築するとともに、それ以外の業務については、原則停止することを金融庁新型インフルエンザ対策本部において検討・決定する。

2. について

金融庁が所管する金融事業者（特に、社会機能維持に関わる事業者）へのモニタリングで得た営業状況等について、ホームページ等を通じて広く国民に還元する。

<消防庁>

1. について

消防庁として維持すべき優先継続業務を、職員の出勤状況等にあわせ更に絞り込みを行うとともに、新型インフルエンザ対策に携わる消防庁職員を再編成する。

2. について

119 番通報が非常に混雑しているためつながりにくいこと、また救急搬送要請件数が増大し救急隊の対応が困難となっていることについて、消防庁ホームページ等を通じ広報を行い、不要不急の要請について控えることを啓発する。

<法務省>

1. について

法務省対策本部から各局部課に対し、次の措置を実施

- （1）真に業務継続が必要な業務を選定し、当該業務を優先的に遂行するよう指示

- （2）第三段階における措置を継続実施するよう指示

入国管理局対応

入国管理局においては、本省職員の業務の継続の在り方等に関し次の措置を実施。

- （1）本省での措置

- 新型インフルエンザ対応業務を所管する部署に職員を集約し、業務継続体制の構築を図る

- 非感染職員に対する一層の感染予防を指示

- （2）入国管理局対策本部から地方入国管理局対策本部に対し指示

- 「第三段階（まん延期）」等を通知
- 非感染職員に対する一層の感染予防を指示
- 交替制勤務職員の確保を指示

（３）所管団体であるＪＩＴＣＯ等に対し、「第三段階（まん延期）」等を通知

２．について

入国管理局対応

- 入国・在留審査関係及び警備・審判関係業務等並びに外国人の出国手続きに係る業務の取扱いについて、感染が流行している状況を理由とした在留期間更新等の申請の遅延等について、特別に配慮するよう指示するとともに、そのような措置を講じていることの広報を指示

<外務省>

１．について

外務省内の緊急対策本部において、業務継続の必要性を勘案し、緊急性の乏しい業務を最大限縮小しつつ、優先度の高い業務を継続するため、欠勤者の多い部局について、必要な人員を計画的に再配置する（バックアップ要員を含めた業務態勢、他部局からの応援要員確保、職員の在宅勤務・時差出勤・交代制による勤務態勢を可能とする体制構築等）。また、省内の診療所の助言を受けつつ、庁舎内の衛生管理を更に強化する。

２．について

- （１）在外邦人（国民）に対し、国内における感染・被害拡大の状況及び医療機関の対応能力低下の状況に関する情報を適切に提供する。
- （２） また、在外邦人に対し、感染症危険情報に加えＺ国及びその他の諸国の感染状況等（各国における医療体制の現状、航空機の運航状況（含：民間航空便の運航停止状況、政府専用機等の運航の状況）、在外公館の相談窓口等）に関する情報を提供する。

さらに、現地の医療が対応能力を喪失している等の場合には、在外邦人に対し、感染が心配される場合に相談できる在外公館の窓口について情報提供する。

<財務省>

１．について

- ・引き続き財務省新型インフルエンザ対策委員会を中心に地方支分部局を含めて最新の情報を共有する。
- ・財務省業務継続計画を踏まえ、財務省新型インフルエンザ対策委員会を中心に執務可能職員数を勘案しながら優先すべき社会的影響の大きな業務を検討し、機能維持のための体制確保に努める。
- ・公共交通機関の運行縮小が実施された場合には、他の交通手段を利用する

等して、要員の確保に努める。

2. について

- ・ 上記1により検討した優先すべき社会的影響の大きな業務について、国民に対し周知する必要がある業務については、ホームページ等により広報を行う。

<文部科学省>

1. について

文部科学省・文化庁業務継続計画に基づき、不要不急の業務を縮小し、出勤可能な職員を最低限の行政機能を維持させるために必要な部署に再配置するよう調整する。

2. について

関係機関に対し、新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等得られた情報について、種々の方法・ルートを用いて速やかに情報提供を行う。

ア FAX やEメールを利用して情報を提供

(想定される情報は、次のようなもの)

- ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
- ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ・ 国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応
- ・ 海外での発生状況 等

イ ホームページ上に開設されている情報公開サイトを通じて情報を提供（厚生労働省等とも連携しつつ、新型インフルエンザの症状や効果的な予防方法、Q&A等を積極的に提供）

ウ 必要があれば緊急に全国の教育委員会等の関係者による情報交換会を開催し、新型インフルエンザの症状や予防のために必要な留意事項、今後予想される動き等について説明を行う。

<厚生労働省>

1. について

厚労省における業務継続計画（作成中）に基づき、新型インフルエンザ対策及び重要業務の継続に絞り、人員を確保することとする。人員確保のために、宿直等の体制についての導入についても検討する。

人員が不足する場合には、あらかじめ定める計画に基づき、他課及び他局からの応援を要請することとしている。

なお、重要業務の意思決定者についても、代替要員を確保し、業務が滞ることのないようにしている。

2. について

健康被害を最小限に抑え、医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑えるため、

(1) 報道機関への定時記者会見にて感染状況と行政の対応状況について以下のポイントを押さえて随時発表

- 感染拡大まん延状況（都道府県状況）
- 行政実施対策（国実施のワクチン製造・抗ウイルス薬の状況および都道府県の状況）
- 企業・個人レベルの感染予防および対応策

以下参考情報として

- 新型インフルエンザの感染性・病原性について
- 感染経路
- 症例定義

(2) 報道機関の協力やホームページなどによる直接的な広報にて以下のポイントを伝達

- 相談は電話にて保健所（症状のある人）と自治体本庁（症状のない人）が受け付け
- 受診は保健所への電話相談後に
- 予防法は、まず外出自粛、どうしても外出するときはマスク着用、帰宅後は手洗いを
- 根拠のない噂やデマに惑わされないよう、確かな情報源（厚労省・感染研など）にもとづく行動を

<農林水産省>

1. について

官署が所在する地域（本省の場合は首都圏）で新型インフルエンザの初発生が見られて以降は、感染拡大状況を見極めるまでの間、原則として職員を自宅待機とし、予め整理した新型インフルエンザに対応するための業務等特に継続が必要な業務に係る要員を、交代要員を確保した上で出勤させ、業務を継続する。その後、感染拡大状況等を踏まえつつ、順次継続すべき業務範囲の拡大を検討。

2. について

消費者に対し、適切な広報媒体により、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないこと、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費について適切な行動をとるよう要請。食料品小売業者に対しては、一人当たり販売量を工夫するなど、消費者による買いだめ、買い急ぎ行為に適切に対応するよう要請。

この他、必要に応じ、食料品を介した新型インフルエンザ感染の可能性等に係る情報について、各省や専門家との連携の下で発信。

<経済産業省>

1. について

経済産業省においては、本省職員の40%が欠勤するような事態になったことを踏まえて、経済産業省新型インフルエンザ対策本部においてこれまで決定している内容に基づき、

- 不要不急の外出を自粛し、外出せざるを得ない場合でも人混みを避けること
- 代替要員の手配（現時点においては、新型インフルエンザ対策のBCPは未策定であるが、首都圏直下型地震のBCPにも盛り込まれているように、当省として対応すべき一般継続重要業務等に要する要員の手配にならって対応を行う。）
- 一般的には、危機管理業務に携わる者については、新型インフルエンザ対策で、プレパンデミックワクチンの接種や、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を受けていることが想定されるが、その状況をフォローアップするとともに、不足等がある場合には、速やかに接種を受けるよう対応する。
- 更なる感染拡大を防止する観点から、マスクの着用、手洗い等を励行、「咳エチケット」の徹底を図るとともに、不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。

また、弊省職員に対して、引き続き、以下のような対応を要請。

- 不要不急の外出を自粛し、外出せざるを得ない場合でも人混みを避けること
- 体温測定等健康管理の徹底についての周知
- 急な発熱などインフルエンザ様症状がある場合の対処方法の周知
- 在宅勤務、時差出勤、自宅待機など特別な勤務態勢に関する周知
- 国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請を混乱なく受けられるよう、事前にこれら部局等との連絡体制の整備を図るとともに、保健部局等からの助言を受けつつ庁舎の衛生管理を実施

2. について

国民がパニックに陥らないようにするため、弊省としての役割は主として事業者経由となるものと想定されるため、関連事業者・団体等に対して、以下のような情報提供等を実施することにより、冷静な対応を求めていく。

- 弊省の対策本部における今後の対応方針の周知
- 海外の患者発生国・地域や、国内の患者発生地域における大規模集会や不特定多数の集まる活動のうち、経済産業省が主催するイベント等については、延期・中止。また、関係事業者団体等に対して、これら地域における不要不急の大規模集会や集客事業、活動等の自粛等を要請。
- 海外の患者発生国・地域や、国内の患者発生地域における大規模集会や不特定多数の集まる活動のうち、経済産業省が主催するイベント等については、

延期・中止。また、関係事業者団体等に対して、これら地域における不要不急の大規模集会や集客事業、活動等の自粛等を要請

- 生活必需品に関して、市場においてこれらに不足の懸念がある場合に備え、関係業界等に対して在庫の供出、生産体制の維持による物資の安定供給について要請。また、これら品目の原料供給者に対してもこれら品目の製造事業者からの原料供給要請に優先的に応ずるよう業界団体を通じて重ねて要請
- 影響を受ける中小企業対策も含め、各部局における相談窓口において、事業者、消費者等の状況を適切に把握し、不足等がある場合には、関連事業者の対応を求めている。

<国土交通省>

1. について

課題1で検討した以下の事項

- ① 業務の絞り込み等による従業員の感染リスクの低減
- ② 飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ等、職場内での感染防止
- ③ 欠勤者への代替要員確保のため、複数班による交代勤務制（スプリットチーム制）の導入等

の検討結果を踏まえて、対策を実施する。

2. について

公共交通機関の利用者に対して、不要不急の外出を控えること、マスクの着用、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行などの周知を行うよう、公共交通関係事業者団体等を通じて情報提供する。また、国土交通省の窓口業務が滞る可能性があることを周知する。

<海上保安庁>

1. について

国内において新型インフルエンザが流行し、欠勤者が多くなった場合には、海上保安業務の継続を図るため、優先度の高い業務に職員を集中させるとともに、隣接部署相互の連携・協力を強化する。また、船艇・航空機の緊急出動態勢を確保するため、人命の安全や我が国の主権に係わるような優先度の高い業務に船艇・航空機の運用を集中させるほか、陸上職員の臨時乗船等の措置により必要な運航要員を確保するとともに、必要に応じて船艇・航空機を欠勤者が多い部署等へ派遣することなどにより、海上保安業務の継続的な遂行を確保するものとする。

2. について

政府対策本部等において検疫港の集約が公表された場合や発生国・地域において船舶の入出港制限措置等がとられた場合には、航行警報等を発出し、新型インフルエンザに関する最新情報を船舶等へ提供する。

<環境省>

1. について

- ①全職員（地方支分部局を含む。）の出勤状況及び健康状態（家族を含む。）を把握。
- ②新型インフルエンザに関する情報の収集及び省内周知を行い、更なる継続すべき優先業務の絞り込み及び他部局からの応援要員の確保について検討。
- ③職場での感染防止策として、職員に対し、対人距離の保持、うがい、手洗い及び咳エチケット（マスク等）の励行を指示。

2. について

特になし。

<防衛省>

1. について

当省より、全職員、隊員に対して、下記の指示を行う。

- （１）本来任務の継続及び、新型インフルエンザ対策を優先するため、他の部署から人員を確保する。
- （２）登庁者に対する健康管理として、手洗い、うがい、消毒、マスクの着用等感染防御を徹底し、必要な任務を遂行する。

2. について

特になし。

【個別課題】

対象：厚生労働省

1. 社会機能の低下により、社会的弱者（在宅の障害者・高齢者等）の孤立が見られる。市町村に対する支援など対応方針を示せ。

<<回答>>

都道府県を通じ、市町村の福祉部門に電話等により、災害時要援護者リスト等の優先順位に従って、社会的弱者（在宅の障害者・高齢者等）の安否確認を依頼するとともに、新型インフルエンザの正しい情報（現状等）を提供する。また、必要に応じ、医療資源、生活資源等の支援の要請を行うよう助言する。

対象：厚生労働省

2. パンデミックワクチンが製造され次第、全国民へのパンデミックワクチンの接種が開始されるが、全国民分のワクチン製造には相当な期間がかかる。ワクチン接種の優先順位や接種手続きなどについて、混乱を防ぎつつ、国民に周知する方法について示せ。

<<回答>>

接種順位や手続きなどについては、「ワクチン接種の進め方（現：第一次案）」

に基づき、諮問委員会からの意見を受けて対策本部で決定し、方針について対策本部から国民に周知する。

接種の具体的な進め方やスケジュール等については、厚生労働省が報道機関や関係団体（関係省庁、地方自治体、医師会等）に対して、十分な情報提供を行うと共に、厚労省のホームページ等も活用し、幅広く国民に周知する。

また、地域住民に対しては、接種に当たっての具体的なスケジュールや会場設営、受診券の発行について、市町村から周知を図るとともに、市町村に接種体制整備を求める。

なお、パンデミックワクチンに関する薬事法上の手続きについては、優先的に迅速に処理する。

対象：厚生労働省

3. 火葬能力を超えた地域が出始めている段階において遺体の保存に関して都道府県等に対する支援など対応方針を示せ。また、墓地に埋葬した後の遺体の対応方針と対応の時期を示せ。

《回答》

各都道府県知事に対し、近隣都道府県で遺体保存用物資が不足している場合には、備蓄している非透過性納体袋やドライアイス等を送るなど柔軟な対応を取るとともに、管下の市町村において一時的な遺体安置施設を直ちに確保するよう、要請する。

一時的な埋葬を行った遺体については、火葬場の火葬能力の状況に応じて、できるだけ速やかに火葬する。

対象：国土交通省

都市部の公共交通機関（地下鉄、バス等）の運転手等に多数の感染者が発生し、公共交通機関の運行が止まりつつある。対応方針を示せ。

《回答》

- ① 事業者等に対し、できる限りの輸送力確保に努めるとともに、政府対策本部からの呼びかけに併せて、公共交通機関の利用者に対して、不要不急の外出を控えること、マスクの着用、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行を行うよう要請する。
- ② 国民に対し、引き続き、可能な限り外出を控えるよう呼びかけることを政府の対策本部に要請する。

対 象： 文部科学省

既に全国の学校で休校措置がとられているが、学校休校中の児童・生徒等に情報提供すべき事項とその方法について示せ。

《回答》

文部科学省は、FAXやEメールなどを利用し、教育委員会等の関係機関に対し、以下の情報を提供する。学校は、教育委員会等関係機関からの情報に基づき、事前に確認している家庭との連絡手段にて、各家庭に情報提供を行う。

(情報提供すべき事項)

- ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
 - ・ 効果的な予防方法（極力外出を控えること等）
 - ・ 症状を呈した場合の対応
 - ・ 家庭での過ごし方
- など

対 象： 経済産業省

電気・ガス事業者でも多数の職員が感染し、一部電気やガスの供給が停止する地域が生じている。対応方針を示せ。

《回答》

電気、ガス等のライフラインについては、厚労省において手配しているワクチン、抗インフルエンザウイルス薬により、安定供給・保安に支障がないよう対応しているところ。しかしながら、万が一、これらが損なわれる懸念がある場合には、経済産業省としては、事業者に対して、予め策定した計画がある場合にはそれに従って、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などを行うことで、新型インフルエンザ流行時の事業運営体制を確保するよう指導する。

社会機能を維持する事業者は、その機能の破綻が及ぼす社会への影響が大きいことから、特に以下の点について要請する。

- 適切な情報収集と危機管理対応の発動
- 事業継続に向けた業務、設備及びその他リソースの確保
(事業継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面での会議等の自粛など）、事業継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務態勢の実施（通勤方法の変更、交代制の導入等）、感染拡大時における代替的な意思決定システムの発動など)
- 国民に対する供給停止区域の情報提供
- 疑い例が確認された際の適切な対応
- 適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

電気・ガス・熱供給・石油・工業用水等のライフライン関係事業者に対して、

弊省の対策本部を踏まえた新型インフルエンザに関する情報、対策本部決定事項を引き続き情報提供するとともに、外務省・厚労省が発信する新型インフルエンザ情報への注意喚起を実施する。

また、各事業者における新型インフルエンザに係る対応状況、社員の罹患状況、供給・保安体制への影響について情報集約と情報提供を依頼する。

さらに、供給停止の影響を緩和するため、下記の措置を講ずる。

○政府広報等により、全国の需要家に対し節電の要請を行うとともに、自家発電施設を保有する企業等に対し、自家発電施設の利用を働きかけ

○電力会社に対する供給力の確保（融通協力を含む。）の指示

○ガス供給停止区域のガス事業者に対し、病院等重要施設への代替供給の検討要請

対 象： 金融庁

銀行ATMや取引所のシステムに問題が生じたが、システム関連部門や事業者の欠勤率が4割に達しており、復旧の見通しが立たない。対応方針を示せ。

《回答》

1. 金融庁が所管する金融事業者（特に、社会機能維持に関わる金融事業者）へのモニタリングや関係先との意見交換を継続し、ATMの稼働状況や取引所システムの稼働状況（システム障害の状況）、障害の原因分析、障害の復旧見込み等について、迅速かつ継続的に把握するとともに、全体課題でも示したとおり、モニタリングで得た当該事業者の営業状況等について、ホームページ等を通じて広く国民に還元する。
2. 金融庁が所管する金融事業者（特に、社会機能維持に関わる金融事業者）に対し、不要不急の業務の縮小や職場での感染防止策を講ずるよう要請するほか、社会機能を維持するための重要業務を可能な限り継続するよう要請する。

対 象： 総務省

1. 郵便局職員の欠勤率が4割に達する状況において、配達されない郵便物が増加している。郵便業務の継続方法について示せ。
2. 職員の欠勤率が4割に達した状況において、TV放送及び通信事業の継続方法について示せ。

《回答》

1. について

日本郵政グループに対して、国民生活に支障が出ないよう、業務継続について適切な要請を行う。

2. について

重要な放送事業者、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等に対して、国民生活に支障が出ないように、業務継続について適切な要請を行う。

対 象： 農林水産省

全国的に店を閉じる食品販売業者が増加している状況の下で、食料品の供給確保に向けた対応について示せ。

《回答》

- 1 消費者に対し、適切な広報媒体により、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないこと、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費について適切な行動をとるよう要請。食料品小売業者に対しては、一人当たり販売量を工夫するなど、消費者による買いだめ、買い急ぎ行為に適切に対応するよう要請。
- 2 地方機関、地方自治体に対し、食料品の流通状況に関する詳細な情報収集を指示・要請するとともに、各地域における不足量、販売拠点数、考えうる配送手段等に係る情報を共有し、主要な食料品の供給方策を検討。その結果にしたがって順次、必要に応じて可能なものから実施。
- 3 政府備蓄を実施している米、麦、大豆及び飼料穀物について、供給不足が見込まれる数量等を踏まえ、計画的な供給を確保。
- 4 状況が深刻な場合は、国民生活安定緊急措置法等法的なものを含む適正な価格・流通を確保するための措置の実施について政府対策本部に建議。

対 象： 防衛省

食料供給が滞っている状況の下で、都道府県から食料品の輸送についての協力要請があった場合の対応について示せ。

《回答》

食料供給が滞っていることから、事業者等による輸送が困難な状況であると判断し、他の活動との調整を図りつつ、都道府県からの要請に応じ、災害派遣として輸送を行う。

対 象： 警察庁

多数の患者が医療機関や薬局に殺到し、混乱している状況において、医療機関等の周辺における警戒活動の内容について示せ。

《回答》

医療機関等及びその周辺における混乱に対処するため、医療機関等との連携を図り、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、警戒員の配置、警察車両による警戒など必要な警戒活動を行う。

なお、大規模な混乱が発生し、または発生するおそれがある場合は、機動隊の集中運用を図り、対処する。

対 象： 消防庁

各地の医療機関に多数の患者が押し寄せる状況において、119番通報がパンク状態となった。救急搬送業務の継続方法を示せ。

《回答》

増大した119番通報に対応するため、不急の業務について縮小・停止し、救急業務と指令業務の体制強化を図る旨指示。

第4回新型インフルエンザ対応総合訓練

状況⑨

シナリオ④ 患者の減少～国内での流行終息 第三段階（回復期）～第四段階（小康期）	
日本時間	出来事
1月上旬	【国内】 新型インフルエンザ患者の発生はピークを過ぎ、減少傾向に転じた。新型インフルエンザ患者の発生が少なくなってきたため、外出自粛、学校等の臨時休業などの対策は、段階的に解除されていった。
2月下旬	新型インフルエンザ患者の発生が小康状態となったため、第4段階に入ったことが宣言された。しかし、医療などの社会的資源は予想以上に損なわれ、高齢者をはじめ社会的弱者への配慮の継続とともに、次期流行に備えた対策の構築が急務となった。 なかでも社会機能の回復途上での医療資器材の調達は大きな課題となっていた。

訓練課題③

【全体課題】

対象：全省庁

新型インフルエンザ患者の発生は減少し、流行の第1波は収まりつつあるが、第2波の流行が予測される段階における第2波に備えての準備について示せ。

《回答》

＜内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付＞

職員に対し、引き続き新型インフルエンザの感染防止対策を徹底するとともに、新型インフルエンザの感染拡大期、まん延期等における体制及び新型インフルエンザの特性を評価した上で、対応可能な人材（発症・治癒した職員、新型インフルエンザに有効なワクチンを接種した職員を含む。）、資器材を確保するなどして、体制を再構築する。

＜内閣官房内閣情報調査室＞

関係情報の収集を強化するよう関係各部等へ指示する。

＜内閣府（食品安全委員会事務局、総合科学技術会議事務局）＞

○内閣府食品安全委員会事務局

第2波の流行に対し、情報を注視するとともに、公開の会議等の再開時期について検討する。また、第2波の流行が発生した場合には速やかに最低限の業務に縮小できるよう、連絡体制等の確認を行う。

○政策統括官（科学技術政策担当）付参事官付（総合科学技術会議事務局）

ライフサイエンス担当

関係省庁に対し、流行の第2波に備えて緊急に対応すべき研究がないか照会し、必要な措置を講ずる。また、流行の第1波における業務体制について課題をまとめ、次の流行時における対応を検討する。

＜警察庁＞

引き続き職員等の感染予防を徹底するとともに、流行状況に応じて職員をそ

れまでの重点業務から通常業務に戻すこととする。また、第２波に備え、職員の感染状況の把握や装備資機材等の配備状況を把握し、必要な装備資機材等の補充整備に努めるとともに、第１波での対応を分析評価し、不備な点の改善を進める。

引き続き関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施等治安維持に万全を期す。

<総務省>

総務省新型インフルエンザ対策本部及び幹事会を開催し、流行の第１波時における業務継続体制や連絡体制等の課題の検証を行い、必要に応じて、体制整備の検討を行う。

また、職員に対して、引き続き下記事項に注意するよう周知を図る。

- ・マスクを着用し、手洗い、うがいを励行すること。
- ・新型インフルエンザに罹患した職員又は罹患が疑われる職員については、直ちに医療機関等に相談し、その指導に従うこと。
- ・職員やその家族が新型インフルエンザに感染した場合、所属課室へ直ちに報告すること。
- ・大規模集会や興行施設等不特定多数が集まる場所への不要不急の外出を自粛すること。
- ・出張の自粛を検討するとともに、在宅勤務、時差出勤等の活用を検討すること。

<金融庁>

- １．金融庁の第１波の各段階における対応等（「金融システムの機能の維持に必要な最低限度の業務」（非常時優先業務）等の対応状況等）に関する評価を行い、流行の第２波に備えて、より有効な対応が行えるよう、勤務体制等の見直しを行う。
- ２．金融庁が所管する金融事業者（特に、社会機能維持に関わる金融事業者）に対し、新型インフルエンザが小康期に入ったこと及び縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について周知するとともに、これまでの被害状況等の確認を要請する。
- ３．金融庁が所管する金融事業者（特に、社会機能維持に関わる金融事業者）に対し、第１波の各段階における取組への評価を行い、必要に応じて、業務継続体制の見直しを行うなど、流行の第２波に備えた適切な業務継続体制の整備等を要請する。

<消防庁>

流行時に新型インフルエンザ対応体制の強化のため縮小・停止していた業務について再開し、第１波の状況を踏まえ庁内における新型インフルエンザ対応

体制の検証・再構築を行う。

また、第2波に対応するため消防庁において資器材の補充を行うとともに、消防機関に対し資器材の補充等を行うように指示する。

<法務省>

- 1 法務省対策本部から各局部課に対し、次の措置を実施
 - (1) 対策本部（日本政府）による第四段階に入ったことの宣言を通知
 - (2) 引き続き、所属職員に対し、二次感染予防対策を確実に実施するよう指示
 - (3) 発症又はその疑いがある者（職員を含む。）を把握した場合は、直ちに、最寄りの検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関に通報して指示を仰ぐよう指示
さらに、発症又はその疑いがある者に接することとなる職員については、検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関の指示に従って、手袋、マスク、ゴーグルの着用その他必要な予防対策を実施するよう指示
 - (4) 所属職員について、保健所から受診の指示があった場合、当該職員に受診及び自宅待機を命ずるよう指示
- 2 「矯正施設における新型インフルエンザ対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、全国の矯正施設（刑事施設，少年院，少年鑑別所，婦人補導院）に対し、次の措置をとるよう指示した。
 - 対策本部（日本政府）による第4段階に入ったとの宣言の通知を周知する。第2波の流行が懸念されるため、第二段階における措置を継続実施すること。
矯正管区に対し、現状において、適正な施設運営の障害となる状況が発生していないかどうか確認し、必要な措置を講じるよう指示した。
- 3 入国管理局対策本部から地方入国管理局対策本部に対して、以下のとおり通知・指示
 - 「政府対策本部による第四段階（小康期）の宣言」等の通知
 - 引き続き全職員に対し感染予防に努めるよう指示するとともに、新たに開発されたパンデミックワクチン等の接種に努めるよう指示
 - 海外の流行状況及び国内各地域の感染動向を踏まえ、これまでにとった水際対策等の措置の縮小を検討するよう指示
 - これまでの各段階における対策に関する評価を行い報告するよう指示するとともに、第2波に備えての対策・準備を検討するよう指示
- 4 所管団体であるJITCO等に対し、「政府対策本部による第四段階（小康期）の宣言」等を通知

<外務省>

1. 在外邦人向けの備え

- (1) 第一波の経験を踏まえ、全在外公館を通じ、任国内の在外邦人（短期渡航者を含む）に対して、日本国内における新型インフルエンザ発生状況、感染拡大防止措置等の解除並びに入国者への留意事項（検疫集約化・検疫強化措置及び同措置の解除等）等についての情報提供に努めるよう指示。
- (2) Z国及び新型インフルエンザ発生国の在外公館を通じ、在外邦人に対して感染症危険情報をはじめとした情報（感染状況、医療体制、任国の感染拡大防止策等）を提供するとともに、任国における新型インフルエンザの感染拡大が収束するまで、安全な場所で感染防止に努めるよう注意喚起を行う。

2. 省内体制に関する備え

- (1) 国内における感染状況を踏まえつつ、職員の在宅勤務・時差出勤・交代制による勤務体制の解除や、再開等を行う時期について検討を行う。
 - (2) これまでの対応体制を評価し、第二波に向けた対応体制を整備する。
3. 上記に際しては、海外の新型インフルエンザの発生状況等について、諸外国、国際機関等を通じて必要な情報を収集する。

<財務省>

- ・ 引き続き財務省新型インフルエンザ対策委員会を中心に地方支分部局を含めて最新の情報を共有する。
- ・ これまでの各段階における対策及び体制に関する評価を財務省新型インフルエンザ対策委員会を中心に地方支分部局を含めて行い、必要に応じ、財務省新型インフルエンザ対策行動計画等の見直しを行う。
- ・ 各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・停止していた業務の再開について検討を行う。

<文部科学省>

- ① これまでの各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ、新型インフルエンザに関する文部科学省行動計画及び情報提供体制等の見直しを行う。
- ② 文部科学省関係機関に対して、流行の第二波に備え、必要に応じ、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について定めた計画の見直し等を行うよう要請する。
- ③ 教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局、大学、短期大学及び高等専門学校に対して、次のような対応を要請。
 - ア 勤務体制の見直し等を行い、文部科学省との連携体制を再度確認すること。
 - イ 文部科学省からの通知等を踏まえ、児童生徒、学生及び教職員等が新型インフルエンザと疑われる症状を呈した場合及び感染が確定した場合の対応等について、流行の第二波に備え十分に周知を行うとともに、必要に応

じ、見直しを行うこと。

<厚生労働省>

1. 海外の新型インフルエンザの発生状況（とくに第2波）について、諸外国、国際機関等との連携を確認する。
2. これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について解析をすすめる。
3. 引き続きパンデミックワクチンの開発・製造を進め、製造され次第、予め決められた手順に従って接種を開始する。
4. 接種症例を踏まえ、プレパンデミックワクチン等の安全性・有効性に関する評価を行う。
5. 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。とくに抗インフルエンザ薬の不足が予測されるときは備蓄を行う。
6. 内外で得られた新型インフルエンザについての知見を整理し、治療指針等を作成し、都道府県及び医療機関に周知する。
7. 第2波へ備えるべきことを国民に周知する。

<農林水産省>

- 1 農林漁業者、農業者団体、食品産業事業者等に対し、第2波に備え、政府の「新型インフルエンザ対策ガイドライン」等に応じた感染予防措置、業務継続のための措置、事業者等が自ら策定した事業継続計画に基づく措置等、自らが実施すべき取組につき、再点検・準備を行うよう要請。また、政府対策本部等が決定した措置等に関する情報提供に努める。
- 2 備蓄性の高い食品産業事業者等に対し、次期流行期の需要増加に向けた製造・出荷量の確保、流通経路の維持などについて取組を要請するとともに、流行期における経験、二次的な流行期における感染拡大の特徴などを踏まえ、事業継続計画等の点検・見直し・強化を図るよう周知。
- 3 消費者に対しては、次の流行期に備え、適切な広報媒体により、わかりやすい情報の提供などを行い、家庭等における食料品の備蓄を行うよう要請。

<経済産業省>

（ライフライン、生活必需品関係）

新型インフルエンザの流行が小康状態となったことも踏まえ、経済産業省としては、電気、ガス、熱供給、石油、工業用水、情報システム等ライフライン関係事業者、生活必需品の製造・販売等事業者に対して、今般の新型インフルエンザの流行時における対応について総括を行い、課題の抽出を行うよう要請する。（ライフライン事業者における原燃料調達、安定供給及び保安等の観点、

生活必需品に係る原材料調達から小売りまでのサプライチェーンの健全性の観点を含む。また、検疫の在り方など、事業者単独ではなしえない当局等との関係についても整理する。)

また、ライフライン、生活必需品関係事業者における感染者に対する医療機関の対応については、第2波が到来するまでの間に、円滑に診察等が行われるよう体制が整備されるよう、厚労省ほか関係機関に対して要請する。また、今般の流行により製造を開始したパンデミックワクチンの接種の在り方について、関係省庁対策会議等の場において議論を行うとともに、当該ワクチンの製造技術に関して、厚生労働省とも協力して研究開発を進めていく。

(一般事業者対策)

新型インフルエンザの流行が小康状態となったことも踏まえ、経済産業省としては、経済活動の回復に向けて事態認識等を経済界と共有する。

とりわけ、影響を受けた中小企業の状況については、注意深く把握し、金融支援の内容のみならず、他の方策による支援の在り方等を検討する。

また、次なる第2波に向けた事業者による事業継続計画の策定を奨励する。

(経済産業省としての対応)

経済産業省においては、上記を踏まえ、ライフライン、生活必需品関係事業者をはじめとした事業継続計画等の見直しを働きかける。また、今般の流行時における状況を経験知として、経済産業省においても、自らの職員対策、事業者との関係に係る業務の在り方について見直しを行う。この一環として、必要備品の備蓄等を進める(マスク、抗インフルエンザウイルス薬、感染症防護キット、体温計等)。

また、生活必需品に関しては、今般の流行を踏まえ、その対象及び供給の在り方について関係省庁とも議論を行う。

<国土交通省>

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、「国土交通省新型インフルエンザ対策行動計画」等の見直しを行う。また、所管事業者に対し、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期についての政府の検討結果を周知するとともに、社会機能維持に関わる事業者に係る事業継続に必要な支援について検討を行う。

<海上保安庁>

第2波に備え政府の新型インフルエンザ対策本部等と連携を図るとともに、下記の事項について、庁内周知・指示を実施。

1. 社会機能維持のため、小康状態であっても、引き続き感染防止策の徹底を

指示。

2. 新型インフルエンザに感染していない職員について、プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチンの早期接種。
3. 第2波により不足することが予想される感染防護資器材等の速やかな整備。
4. 第1波における当庁の対応について、評価・分析を行い、第2波への対応策を検討。

<環境省>

- ①第1波での対応について、分析評価を行い今後の課題等について改善を図る。
- ②職員に対し、新型インフルエンザ感染予防対策の徹底を指示。

<防衛省>

当省より、下記の確認、作業を行う。

1. 感染予防措置の更なる徹底
2. さらなる情報（プレパンデミックワクチン接種による抗体価上昇等の効果の評価、ワクチンの開発や生産状況等）の収集
3. 不足衛生資器材（ワクチン、感染防護服、薬品等）の調達
4. 計画（ガイドライン、マニュアル等）の見直し、改定

【個別課題】

対 象： 文部科学省

新型インフルエンザ患者の発生が減少傾向を示している中で、学校再開のタイミング及びその手順について示せ。

《回答》

- ① 学校の設置者は、都道府県保健部局等から学校の臨時休業終了の要請があった場合、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の終了時期及び対象校を検討し、臨時休業終了の措置を適切に講じる。
- ② 学校が臨時休業を終了した際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨の報告し、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告する。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知する。